

【事案 28-98】新契約無効請求

・平成 29 年 4 月 29 日 裁定不調

＜事案の概要＞

契約時における募集人の誤説明と説明不十分を理由に、契約の取消しと一時払保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 26 年 5 月に銀行を募集代理店として変額終身保険を契約したが、契約時に、募集人から、契約初期費用や運用期間中にかかる費用等について説明がなく、また、誤った説明を受けて契約内容を誤解していたので、契約を無効とし、一時払保険料を返還してほしい。

また、仮に契約が有効とされ、申立人がこれを解約した場合は、解約返戻金と一時払保険料との差額を支払ってほしい。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、パンフレットを用いて契約の諸費用について説明した。
- (2) 募集人は、パンフレットの運用シミュレーションについて説明したが、3 年から 3 年半程度で目標値に達するといった断定的な説明はしていない。
- (3) 元本欠損のおそれや手数料についての記載がある資料や意向確認書兼適合性確認書について、詳細に説明の上、申立人の確認・署名を得ている。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約の申込みに至る経緯、契約前後の状況を把握するため、申立人、募集人および代理店支店長の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であり、誤説明を行ったとは必ずしも認められないことなどから、申立人の主張はいずれも認められないが、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 事情聴取の結果によれば、募集人は、契約の諸費用がかかること自体についてはともかく、その具体的な金額の計算方法について、申立人に対して詳細で分かりやすい説明ができていたかについては、疑問がある。
- (2) 事情聴取において募集人が述べた契約時の説明時間では、複雑な契約の内容について十分な説明ができなかった可能性が少なからずある。